

平成23年NPO法改正（平成24年4月1日施行）に伴う定款変更

	新（変更後）	旧（現行）
(事業) 第5条	2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、 <u>利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</u>	2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、 <u>収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</u>
(職務) 第15条	<u>2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u> 第2項→第3項、第3項→第4項、第4項→第5項	
(権能) 第23条	(4) 事業計画及び <u>活動予算</u> 並びにその変更 (5) 事業報告及び <u>活動決算</u>	(4) 事業計画及び <u>収支予算</u> 並びにその変更 (5) 事業報告及び <u>収支決算</u>
(開催) 第24条	(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。	(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
(議決) 第28条	<u>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</u>	
(議事録) 第30条	<u>3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u> (1) <u>総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u> (2) <u>前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u> (3) <u>総会の決議があったものとみなされた日</u> (4) <u>議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u>	

(開催) 第33条	(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。	(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(資産の構成) 第39条	(4) 財産から生じる <u>収益</u> (5) 事業に伴う <u>収益</u> (6) その他の <u>収益</u>	(4) 財産から生じる <u>収入</u> (5) 事業に伴う <u>収入</u> (6) その他の <u>収入</u>
(事業計画及び予算) 第44条	この法人の事業計画及びこれに伴う <u>活動予算</u> は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。	この法人の事業計画及びこれに伴う <u>収支予算</u> は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
(暫定予算) 第45条	前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ <u>収益費用</u> を講じることができる。 2 前項の <u>収益費用</u> は、新たに成立した予算の <u>収益費用</u> とみなす。	前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ <u>収入支出</u> することができる。 2 前項の <u>収入支出</u> は、新たに成立した予算の <u>収入支出</u> とみなす。
(予備費の設定及び使用) 第46条	削除	<u>予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</u> 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
(事業報告及び決算) 第48条	この法人の事業報告書、 <u>活動計算書</u> 、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。	この法人の事業報告書、 <u>収支計算書</u> 、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
(定款の変更) 第51条	この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、 <u>法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</u> (1) <u>目的</u> (2) <u>名称</u> (3) <u>その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</u> (4) <u>主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴う</u>	この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、 <u>軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</u> (1) <u>主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)</u> (2) <u>資産に関する事項</u> (3) <u>公告の方法</u>

	<p>ものに限る)</p> <p>(5) <u>社員の資格の得喪に関する事項</u></p> <p>(6) <u>役員に関する事項 (役員の数に関する事項を除く)</u></p> <p>(7) <u>会議に関する事項</u></p> <p>(8) <u>その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項</u></p> <p>(9) <u>解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき事項に限る)</u></p> <p>(10) <u>定款の変更に関する事項</u></p>	
(解散) 第52条	(5) <u>破産手続開始の決定</u>	(5) <u>破産</u>
(残余財産の帰属) 第53条	この法人が解散 (合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、〇〇〇〇に譲渡するものとする。	この法人が解散 (合併又は破産による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、〇〇〇〇に譲渡するものとする。

※上記の定款変更は、認証申請 (所轄庁の認証) が必要な場合と、所轄庁への届出だけでよい場合がありますので、ご注意ください。

提出書類等については、[北九州市市民活動サポートセンターホームページ “キラキラネット”](#) を検索し → [NPO法人の手引き申請様式](#) → [6. 定款の変更時に提出する書類](#) をご参照ください。

※定款の各条の番号は平成24年までのモデル定款の番号を基にしています。

#### 【注意事項】

- 1 (定款の変更) 第51条は、必ず変更して下さい。
- 2 (議決) 第28条第3項、及び、(議事録) 第30条第3項は、みなし総会決議を新たに行う法人が追加するものです。この2つはセットとしての取り扱って下さい。
- 3 (予備費の設定及び使用) 第46条について
  - (1) 条そのものを削除する場合は、次条以降は繰り上げることになります。そのため、新旧対照表に次条以降の条の変更記載が必要となります。定款中で繰り上がり変更となった条を引用している場合は、該当する条の番号の修正も必要になります。
  - (2) 次条以降を繰り上げない場合は、以下のように記載してください。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

↓

第46条 削除